

27信監第11号  
平成27年11月27日

信濃町長 横川正知様  
信濃町議会議長 小林幸雄様  
信濃町教育委員会教育長 竹内康則様

信濃町監査委員 清水 岳美

信濃町監査委員 湊 喜一

平成27年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

# 平成27年度定期監査報告書

## 第1 監査の実施期間

平成27年9月28日から平成27年11月25日まで

## 第2 監査の対象課等

全課等対象、詳細は別添（9頁）のとおり。

## 第3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

監査の範囲 平成27年4月1日から平成27年9月30日までに執行された事務事業等

## 第4 監査の方法

平成27年度上半期（必要に応じて26年度含む）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係書類等に基づき、関係職員から説明を聴取した。

監査に当たっては、その事務事業が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、抽出により照合・実査等の監査手続を実施した。

また、例月現金出納検査の結果も参考にして監査を実施した。

## 第5 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に監査の報告とあわせ意見として記載した。

今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので記載を省略した。

予算の執行状況

(1) 歳入の状況 (平成27年9月30日現在)

(単位：円、%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	調定に対する 収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
一般会計	5,860,296,000	3,494,810,760	2,972,341,624	522,469,136	50.7	85.1
国民健康保険 特別会計	1,410,852,000	885,663,282	649,135,910	236,527,372	46.0	73.3
後期高齢者 医療特別会計	99,485,000	63,689,496	30,701,466	32,988,030	30.9	48.2
介護保険事業 特別会計	897,384,000	698,846,271	371,320,713	327,525,558	41.4	53.1
古海診療所 特別会計	4,891,000	35,316	134,774	△99,458	2.8	381.6
水道事業 特別会計	22,832,000	3,445,254	3,035,404	409,850	13.3	88.1
下水道事業 特別会計	363,050,000	66,959,829	46,657,749	20,302,080	12.9	69.7
農業集落排水 事業特別会計	225,652,000	22,261,184	18,717,874	3,543,310	8.3	84.1
特定環境保全 公共下水道事 業特別会計	13,078,000	3,289,330	2,852,160	437,170	21.8	86.7
個別排水処理 施設整備事業 特別会計	11,097,000	2,456,713	2,132,033	324,680	19.2	86.8
水道事業会計	収益的 184,958,000	94,478,895	91,784,795	2,604,100	49.6	97.1
	資本的 5,988,000				14.4	100.0
病院事業会計	収益的 1,341,110,000	510,799,204	510,799,204	0	38.1	100.0
	資本的 97,710,000				0	0

注)： 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

## (2) 歳出の状況 (平成27年9月30日現在)

(単位：円、%)

区 分	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
一般会計	5,860,296,000	1,781,347,449	4,078,948,551	30.4
国民健康保険 特別会計	1,410,852,000	587,316,595	823,535,405	41.6
後期高齢者医療 特別会計	99,485,000	45,006,129	54,478,871	45.2
介護保険事業 特別会計	897,384,000	354,987,913	542,396,087	39.6
古海診療所特別会計	4,891,000	51,535	4,839,465	1.1
水道事業特別会計	22,832,000	2,016,984	20,815,016	8.8
下水道事業特別会計	363,050,000	147,254,053	215,795,947	40.6
農業集落排水事業 特別会計	225,652,000	96,661,980	128,990,020	42.8
特定環境保全公共 下水道事業特別会計	13,078,000	6,048,248	7,029,752	46.2
個別排水処理施設 事業特別会計	11,097,000	4,457,110	6,639,890	40.2
水道事業会計	収益的 182,310,000	44,294,540	138,015,460	24.3
	資本的 103,396,000	67,911,861	35,484,139	65.7
病院事業会計	収益的 1,497,625,000	581,301,538	916,323,462	38.8
	資本的 135,083,000	30,038,645	105,044,355	22.2

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

## 第6 監査の意見

### 1 各課等共通事項

#### (1) 収入未済額の縮減について

一般会計、特別会計、公営企業会計の平成26年度末の収入未済額は以下のとおり、依然として多額となっており、収入未済額の縮減は、町民負担の公平確立と財源確保の観点からも極めて重要です。 (単位:円)

会 計	内 容	収入未済額		
		平成26年度	平成25年度	増 減
		(A)	(B)	(A)-(B)
一般会計	町 税	135,445,834	164,294,271	△28,848,437
	保育料	609,600	757,000	△147,400
	情報通信使用料	431,200	447,920	△16,720
	牧場使用料	413,640	0	413,640
	道路・公共物使用料	34,610	35,080	△470
	公営住宅使用料	22,300	0	22,300
	手数料	462,610	0	462,610
	土地・建物貸付収入	964,631	312,008	652,623
	黒姫保健休養地管理料	34,000	0	34,000
	町営住宅共用部分光熱費	12,440	10,210	2,230
	雑 入	6,050	0	6,050
	計	138,436,915	165,856,489	△27,419,574
特別会計	国民健康保険税	46,560,341	52,237,474	△5,677,133
	後期高齢者医療保険料	1,220,130	703,300	516,830
	介護保険料(普通徴収)	4,225,513	3,914,639	310,874
	水道使用料	25,560	25,950	△390
	下水道受益者負担金	7,102,740	9,243,740	△2,141,000
	下水道使用料	534,240	714,350	△180,110
	農業集落排水分担金	150,000	160,000	△10,000
	農業集落排水使用料	64,590	89,750	△25,160
	特定環境保全下水道使用料	0	5,390	△5,390
	個別排水処理施設使用料	0	3,590	△3,590
計	59,883,114	67,098,183	△7,215,069	
合 計		198,320,029	232,954,672	△34,634,643
公営企業	水道事業	4,087,501	4,684,630	△597,129
	病院事業	343,257,653	189,734,395	153,523,258
	計	347,345,154	194,419,025	152,926,129
総 計		545,665,183	427,373,697	118,291,486

町税は、インターネット公売の実施及び長野県地方税滞納整理機構への移管等により、収入未済額の縮減に向けて努力をされていますが、現年度分については新たな滞納を生じさせず、滞納繰越分については、早期解消に向け全庁一丸となって対策を講じてください。

各課等が所管する税外収入及び公営企業の収益の滞留未収金については、一定の収入未済額が長期に固定化している傾向が見受けられるので、引き続き早期の解消に努めてください。

## **(2) 財務規則の運用関係**

予算の執行に当たっては、信濃町財務規則に基づき行われていますが、規則条文の解釈について、職員の個々の判断により処理されている事例が見受けられました。

「財務規則の運用について（通達）平成 15 年 3 月 27 日付号外」に基づき適正な事務処理に努めてください。なお、本通達について、地方自治法施行令の改正に伴う改訂がなされていないので、整備されることを求めます。

## **(3) 収入の調定関係**

収入の調定については、財務規則第 32 条によりその時期が定められていますが、調定時期が遅れているなど、規則に基づかない処理事例が多く見受けられました。

適正な事務処理に努めてください。

## **(4) 補助金交付関係**

補助金等の交付に当たっては、信濃町補助金交付規則及び個々の補助金等に応じて定められる交付要綱に基づき交付されていますが、一部の補助金について、個々の交付要綱が作成されていない事例が見受けられました。

補助対象経費及び補助率等を規定し、具体的な補助額を決定するための交付要綱は重要ですので、個々の補助金ごとに整備されることを求めます。

なお、交付要綱を策定するために必要な、補助金交付規則の運用指針等を定めることが望まれます。

## **(5) 契約関係**

### **① 建設工事等の請負人選定について**

建設工事等の請負人選定に当たって、一件の入札に対して等級格付 A 級から E 級までの業者を指名している事例が見受けられました。A 級業者と E 級業者が同一の入札に参加することは好ましくないと考えられるので、選定基準を見直すことが望まれます。

### **② 入札の辞退について**

入札心得第 5 条により、入札を辞退するときは、入札辞退届又は入札書にその旨を

記載し届け出ることとされています。しかし、口頭により届け出た事例が見受けられましたので、書面によることを指導してください。

### ③ 契約方法の理由について

町が指名競争入札又は随意契約により各種契約を締結しようとする際の理由について、起案文書及び請負人選定調書の中で、地方自治法施行令又は財務規則の条、項及び号の番号のみが記載されています。

法令・規則に定める原則を満たさない場合（業者数が5者未満の指名競争入札、1者による随意契約など。）は、なぜその条項を適用させるかの具体的な理由を記載してください。

### ④ 見積書の徴収について

随意契約の見積書の徴収については、財務規則第102条により2以上の者から徴することを原則としています。しかし、町が締結した各種契約の中に、契約方法の例外とされている1者随契による事例が多くみられます。1者随契は不利な条件で契約を締結する恐れがあることから、できるだけ2以上の者から見積書を徴し、予算の節約に努めてください。

## 2 各課指摘事項等

### 【総務課】

#### (1) バスの借り上げ契約について（庶務係）

平成27年7月26日長野県消防ポンプ操法大会参加のため、A社と大型バスの借り上げ契約をしていますが、証ひょう書類としての契約伺い及び見積書が添付されていません。財務規則に準拠した処理を求めます。

#### (2) 信濃町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託契約について（まちづくり企画係）

平成27年6月18日付でB法人と4,968,000円の委託契約を締結していますが、契約書中に委託業務内容の記載がありません。委託業務の確実な成果品を得るためには、具体的な委託業務内容の記載が不可欠ですので、契約書の整備を求めます。

#### (3) 移住促進WEBサイト制作業務委託について（定住促進係）

平成27年4月1日付でC社と1者随契により3,175,200円の委託契約を締結しています。契約方法の根拠について地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）に該当させています。

しかしながら、業務内容がWEBサイトの制作であること、履行期限が平成28年3月31日と1年間あることから、緊急に必要な契約とは認め難く、競争入札に付す

べきであったものと考えます。

## 【住民福祉課】

### (1) 一般廃棄物収集運搬業務委託について（環境係）

一般廃棄物の収集運搬業務については、町内を「柏原・富士里」及び「古間・野尻」の2地区に分けて委託契約を締結しています。この2地区の指名競争入札にそれぞれ町内のD社、E社の2業者が参加していますが、入札に際し「柏原・富士里」地区ではD社が、「古間・野尻」地区ではE社がそれぞれ入札を辞退し、実質1者による随意契約の状態となっています。

収集運搬業務を行うための特殊車両を保有する業者が町内に2業者のみという理由で入札を行っていますが、競争の原理が働いていないことから、指名業者の選定地域を長野広域連合圏内まで拡大する等の方策が望まれます。

### (2) 一般廃棄物（古紙・発泡スチロール）収集運搬業務委託について（環境係）

古紙・発泡スチロールの収集運搬についても、前記（1）のD社、E社の2業者による指名競争入札を実施していますが、古紙・発泡スチロールの収集運搬には特殊車両を必要としないことから、5者以上による競争入札の実施を求めます。

## 【産業観光課】

### (1) 負担行為の事前審査について（商工観光・癒しの森係）

デマンドバス運行委託契約、陸上競技場全天候改修工事契約において支出負担行為の事前審査が行われていない例がありました。

財務規則に準拠した処理を求めます。

### (2) 陸上競技場全天候改修工事の施行について（商工観光・癒しの森係）

黒姫陸上競技場全天候改修工事の現地調査を行った結果、I工区の一部に全天候舗装材（スーパーX）が膨れ上がっている箇所が見受けられました。工事の補償期間を確認の上、適切な処置を行ってください。

## 【建設水道課】

### (1) 道路改良工事の最低制限価格について（建設係）

平成27年7月2日に実施した、町道古間町中村線の入札において、入札に参加した12者のうち半数以上の7者が最低制限価格以下で失格となっています。最低制限価格の設定は、ダンピング受注の排除が目的ですが、今回失格となった7者の入札額は最低制限価格を数パーセント下回る程度であるため、ダンピングの恐れはないと思われまます。予算の効率的執行の観点から、最低制限価格の算定基礎となる適正な工事設計額の算定が望まれます。



## 【教育委員会】

### (1) 総合体育館の改修工事について（生涯学習係）

総合体育館災害復旧工事に伴う改修工事の一環として、カーテンレール及び暗幕の改修工事が行われましたが、工事完了後3ヶ月程度で上段の暗幕の一部がカーテンレールから外れ、垂れ下がった状態となっています。

工事の補償期間を確認の上、適切な処置を行って下さい。

なお、今後も今回と同様な暗幕の外れや故障等が発生する恐れがあります。上部暗幕のカーテンレールはギャラリー床面から約11メートルと高所にあるため、復旧修繕等は専門業者に依頼することとなり、多額の支出が懸念されます。体育館東側の窓からの採光は、通常下部暗幕部分で十分と思われれますので、上部からの採光が必要なとき意外は暗幕を閉めたまま固定するなどの対応が望まれます。

### (2) 一茶記念館等3館の入場者数について

今年度から一茶記念館、黒姫童話館、野尻湖ナウマンゾウ博物館の3館共通入館券を発行し、いずれの施設でも購入できるようになったことは、来館者の利便性や入館者数の向上に繋がる良い方法であると評価します。

反面、3館それぞれの入場者数を把握することが容易でないことから、正確な入館者数が把握出来ていない状態です。このため、入館料収入の調定もされていない状況ですので、早急に入館者数を把握し、財務規則に基づく適切な事務処理を求めます。

## 平成 27 年度定期監査日程表

実施日	対象課等	監査対象等
9 月 28 日(月)	議会事務局・監査委員事務局	調書監査
10 月 2 日(金)	総務課 全係	調書監査
10 月 6 日(火)	住民福祉課 (住民国保年金係を除く)	調書監査
10 月 13 日(火)	産業観光課 全係	調書監査
10 月 15 日(火)	住民福祉課 住民国保年金係	調書監査
	産業観光課 商工観光・癒しの森係	陸上競技場全天候改修工事、円盤・ハンマー投げ囲い設置工事の工事監査
10 月 22 日(木)	会計室	調書監査
10 月 26 日(月)	教育委員会 全係	調書監査
10 月 28 日(水)	教育委員会 生涯学習係	総合体育館災害復旧工事の工事監査
	教育委員会 黒姫童話館係	黒姫童話館 (現地監査)
	教育委員会 生涯学習係	野尻湖支館改修工事の工事監査
11 月 6 日(金)	総務課 定住促進係	雇用促進住宅建設工事の工事監査
	信越病院	調書監査、購入器械備品等の確認
11 月 10 日(火)	建設水道課 建設係	道路改良工事の工事監査
	建設水道課 全係	調書監査